

令和3年5月31日

保護者の皆様

南会津高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（お願い）

初夏の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月28日（金）に開催された県対策本部員会議において、5月31日（月）をもって「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を解除することが発表され、県教育委員会からは「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を“レベル2”から“レベル1”に移行するという通知がありました。これを受けて本校では下記の通り対応しますので、ご協力よろしくお願いします。

記

- 1 移行期間 6月1日（火）～6月7日（月）
- 2 移行期間における対応
 - (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動を含む。）については、可能な限り感染症対策を実施した上で、徐々に実施します。
 - ・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク
 - ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・生徒同士が近距離で活動する実験や観察
 - ・室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
 - ・生徒同士が近距離で活動する調理実習
 - ・生徒同士が密集する運動や近距離で組み合ったりする運動
 - (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。
ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とします。
 - (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施します。（会津若松市では集中対策が実施されることを踏まえ、同市への練習試合や合同練習会への参加は当面の間行いません）
 - (4) 移行期間中は、生徒の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置は継続します。
- 3 移行期間後（6月8日（火）から）の対応について
 - (1) 「感染リスクの高い学習活動」（部活動を含む。）について、可能な限り感染症対策を行った上で実施します。
 - (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。
 - (3) 練習試合や合同練習会等は実施可能とします。ただし、会津若松市での練習試合や合同練習会等への対応については、県教育委員会からの通知を踏まえ後日連絡します。
- 4 既に実施している対応の継続について
 - (1) 緊急事態措置区域等の感染拡大地域（今後追加される地域も含む。）との不要不急の往来は自粛してください。
 - (2) 各種全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底してください。